

広島県教育委員会教育長訓令第二号

県立学校

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

広島県立学校文書管理規程（平成十年広島県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「一」を「一」に改める。

附則

この教育委員会教育長訓令は、令和四年四月一日から施行する。